

令和5年度工事施工業者講習会

令和5年5月26日（金）
午前の部 10時00分～
午後の部 13時30分～
ライフポートとよはし 中ホール

次 第

開会の挨拶

講習（各15分程度）

1. 令和4年度工事成績評価について
2. 工事検査のポイントについて
3. スライド条項について
4. 令和5年度入札制度の改定、新規制度について
5. 公契約条例について
6. その他
(・週休2日制度、余裕期間制度、交通誘導員の考え方、工事看板の提示方法、工事提出物について等)

※ご案内のとおり質疑時間を設けません。講習後ご案内時に送付いたしました質問用紙にて申込先（下記メールアドレス）までメールにて5月31日までに送付願います。

申込先メールアドレス：keiyakukensa@city.toyohashi.lg.jp

豊橋市財務部契約検査課

令和4年度工事検査結果

1 検査の種類

- ・しゅん工検査 1件130万円を超える工事がしゅん工したとき。
- ・部分払出来形検査 契約者より部分払いの請求があったとき。
- ・中間検査 しゅん工後、検査し難い部分の工事で、工事担当課長から検査の依頼があったとき、及び1億5,000万円以上の工事。
- ・随時検査 工事の途中において随時必要と認めるとき。
- ・部分使用検査 工事目的物の引渡し前に出来形部分の全部又は一部を使用しようとするとき。
- ・事前検査 設計金額3,000万円を超えるもの及び3,000万円以下で契約検査課長が指定する工事の設計書の審査。
- ・指定部分しゅん工検査 工事の検査に先立って、工事目的物の一部を指定してその引渡しを受けるとき。

2 内 容

(1) 工事検査件数

| 区 分 | 30年度(件) | 元年度(件) | 2年度(件) | 3年度(件) | 4年度(件) |
|------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| しゅん工検査 | 437 | 443 | 409 | 345 | 408 |
| 部分払出来形検査 | 16 | 13 | 10 | 15 | 10 |
| 中間検査 | 19 | 15 | 14 | 20 | 21 |
| 随時検査 | 141 | 133 | 120 | 106 | 142 |
| 部分使用検査 | 63 | 27 | 35 | 36 | 29 |
| 事前検査 | 93 | 100 | 107 | 118 | 92 |
| 指定部分しゅん工検査 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 計 | 769 | 731 | 695 | 641 | 703 |

(2) しゅん工検査の評定結果

| 区 分 | 30年度(件) | 元年度(件) | 2年度(件) | 3年度(件) | 4年度(件) |
|------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| しゅん工検査 | 437 | 443 | 409 | 345 | 408 |
| 85点以上 | 8 | 7 | 5 | 5 | 11 |
| 比率 | 1.8% | 1.6% | 1.2% | 1.4% | 2.7% |
| 80点以上85点未満 | 184 | 167 | 184 | 191 | 209 |
| 比率 | 42.1% | 37.7% | 45.0% | 55.4% | 51.2% |
| 75点以上80点未満 | 189 | 203 | 171 | 115 | 125 |
| 比率 | 43.2% | 45.8% | 41.8% | 33.3% | 30.6% |
| 70点以上75点未満 | 45 | 54 | 40 | 33 | 58 |
| 比率 | 10.3% | 12.2% | 9.8% | 9.6% | 14.2% |
| 65点以上70点未満 | 10 | 8 | 8 | 1 | 5 |
| 比率 | 2.3% | 1.8% | 2.0% | 0.3% | 1.2% |
| 65点未満 | 1 | 4 | 1 | 0 | 0 |
| 比率 | 0.2% | 0.9% | 0.2% | 0.0% | 0.0% |

(3) 請負金額別しゅん工検査の状況

| 区 分 | 30年度(件) | 元年度(件) | 2年度(件) | 3年度(件) | 4年度(件) |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1,000万円以下 | 116 | 132 | 113 | 85 | 93 |
| 1,000万円超2,000万円以下 | 97 | 103 | 82 | 84 | 86 |
| 2,000万円超3,000万円以下 | 90 | 90 | 71 | 61 | 71 |
| 3,000万円超4,000万円以下 | 35 | 35 | 45 | 31 | 44 |
| 4,000万円超5,000万円以下 | 20 | 18 | 31 | 18 | 24 |
| 5,000万円超6,000万円以下 | 14 | 12 | 16 | 18 | 15 |
| 6,000万円超 | 65 | 53 | 51 | 48 | 75 |
| 計 | 437 | 443 | 409 | 345 | 408 |
| | 19,217百万円 | 21,834百万円 | 15,711百万円 | 16,469百万円 | 21,358百万円 |

(4) 検査の措置

修補補正指示工事：修補の内容が重要で相当規模になるもの、または要する期間が相当長く見込まれるもの。
 注意指導工事：機能的に支障なく比較的簡易で短期間のうちに修補できると判断されるもの。

| 区 分 | 30年度(件) | 元年度(件) | 2年度(件) | 3年度(件) | 4年度(件) |
|----------|---------|--------|--------|--------|--------|
| しゅん工検査 | 437 | 443 | 409 | 345 | 408 |
| 修補補正指示工事 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 注意指導工事 | 14 | 9 | 1 | 4 | 2 |

(5) 注意指導工事(口頭指示)の状況

| 区 分 | 検 査 件 数 (件) | 注 意 指 導 工 事 (件) | 比 率 |
|----------------|-------------|-----------------|------|
| 土木一式工事 | 117 | 0 | 0.0% |
| とび・土工・コンクリート工事 | 23 | 0 | 0.0% |
| 舗装工事 | 43 | 0 | 0.0% |
| 塗装工事 | 10 | 0 | 0.0% |
| 防水工事 | 11 | 0 | 0.0% |
| 造園工事 | 9 | 0 | 0.0% |
| 建築一式工事 | 28 | 2 | 7.1% |
| 電気工事 | 43 | 0 | 0.0% |
| 管工事(水道施設含む) | 87 | 0 | 0.0% |
| その他(上記以外) | 36 | 0 | 0.0% |
| 計 | 407 | 2 | 0.5% |

工事件数

(単位:件)

| 工事業種 | ランク | 平成 | | 令和 | | | | | | | | |
|----------------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|--|
| | | 30 | 1 | 2 | 3 | 4 | | | | | | |
| 土木一式工事 | A | 74 | 138 | 64 | 135 | 64 | 121 | 62 | 110 | 73 | 117 | |
| | B | 36 | | 40 | | 38 | | 22 | | 22 | | |
| | C | 25 | | 25 | | 16 | | 21 | | 20 | | |
| | 他 | 3 | | 6 | | 3 | | 5 | | 2 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 建築一式工事 | A | 25 | 30 | 19 | 29 | 19 | 26 | 14 | 21 | 17 | 28 | |
| | B | 4 | | 9 | | 7 | | 6 | | 8 | | |
| | C | | | | | | | | | | | |
| | D | | | | | | | | | | | |
| | 他 | 1 | | 1 | | 0 | | 1 | | 3 | | |
| とび・土工・コンクリート工事 | 市内 | 16 | 20 | 30 | 36 | 19 | 24 | 19 | 19 | 24 | 24 | |
| | 他 | 4 | | 6 | | 5 | | 0 | | 0 | | |
| 電気工事 | A | 38 | 45 | 32 | 47 | 28 | 38 | 23 | 29 | 13 | 43 | |
| | 他 | 7 | | 15 | | 10 | | 6 | | 30 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 管工事 | A | 39 | 48 | 17 | 27 | 17 | 23 | 13 | 17 | 11 | 22 | |
| | B | 6 | | 7 | | 5 | | 4 | | 7 | | |
| | 他 | 3 | | 3 | | 1 | | 0 | | 4 | | |
| タイル・れんが・ブロック工事 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | |
| 鋼構造物工事 | 市内 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | |
| | 他 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | |
| 舗装工事 | A | 24 | 34 | 26 | 34 | 28 | 39 | 26 | 35 | 32 | 43 | |
| | B | 8 | | 8 | | 11 | | 9 | | 11 | | |
| | 他 | 2 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | |
| しゅんせつ工事 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | |
| ガラス工事 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | |
| 塗装工事 | | 14 | | 18 | | 15 | | 9 | | 10 | | |
| 防水工事 | | 12 | | 11 | | 9 | | 12 | | 11 | | |
| 内装仕上工事 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | |
| 機械器具設置工事 | 市内 | 13 | 18 | 11 | 25 | 19 | 23 | 16 | 18 | 15 | 21 | |
| | 他 | 5 | | 14 | | 4 | | 2 | | 6 | | |
| 電気通信工事 | | 0 | | 0 | |] 8 | | 0 | | 0 | | |
| 造園工事 | | 11 | | 10 | | 9 | | 11 | | 9 | | |
| さく井工事 | | 1 | | 0 | | 1 | | 1 | | 2 | | |
| 建具工事 | | 0 | | 1 | | 1 | | 0 | | 0 | | |
| 水道施設工事 | 1級 | 39 | 57 | 40 | 55 | 43 | 60 | 54 | 56 | 56 | 65 | |
| | 2級 | 15 | | 14 | | 12 | | 1 | | 9 | | |
| | 3級 | 2 | | 1 | | 4 | | 0 | | 0 | | |
| | 他 | 1 | | 0 | | 1 | | 1 | | 0 | | |
| 消防施設工事 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | |
| 清掃施設工事 | | 4 | | 5 | | 5 | | 6 | | 8 | | |
| 解体工事 | | 5 | | 10 | | 7 | | 1 | | 4 | | |
| 計 | | 437 | | 443 | | 409 | | 345 | | 408 | | |
| 総請負額 | | 19,217百万円 | | 21,834百万円 | | 15,711百万円 | | 16,496百万円 | | 21,358百万円 | | |

工事担当課別の工事件数

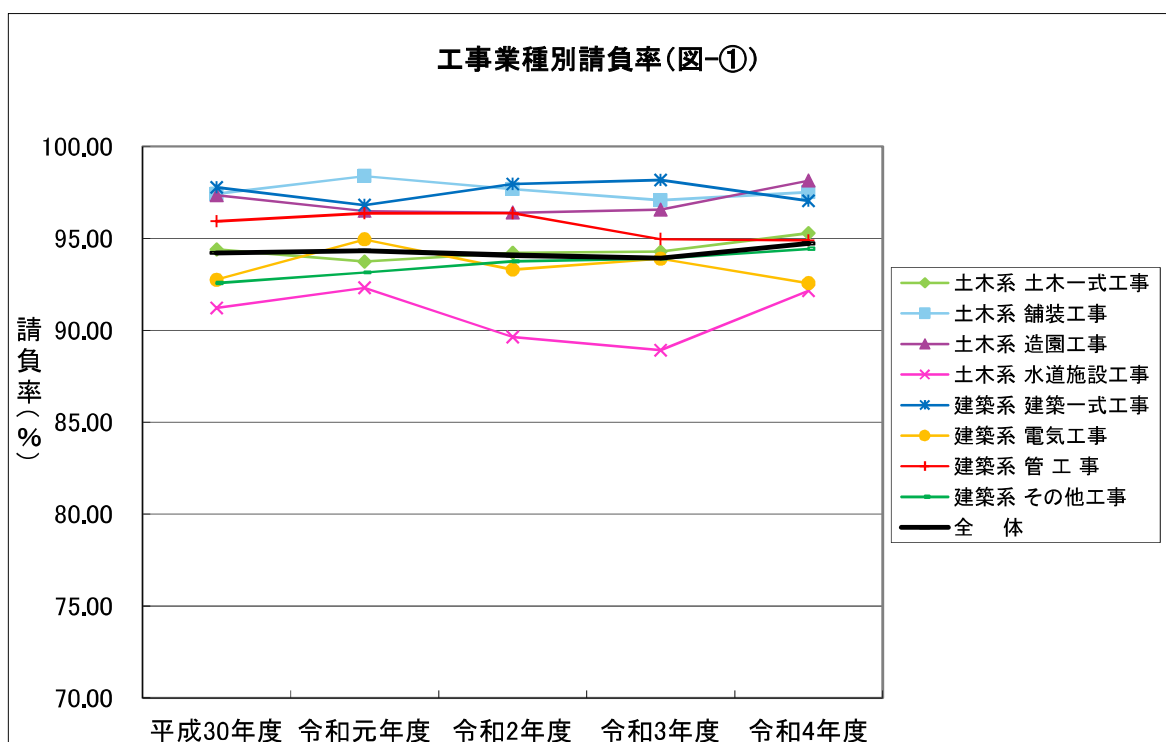
(単位:件)

| 部局別 | 課名 | 平成 | 令和 | | | |
|--------|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 30 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 環境部 | 資源化センター (H29まで施設課) | 4 | 5 | 5 | 7 | 8 |
| | 施設建設室 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 埋立処理課 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 産業部 | 農地整備課 | 10 | 12 | 9 | 8 | 8 |
| 建設部 | 道路維持課 | 76 | 74 | 77 | 73 | 75 |
| | 道路建設課 | 18 | 18 | 21 | 12 | 19 |
| | 河川課 | 35 | 38 | 29 | 28 | 31 |
| | 建築課 | 111 | 101 | 80 | 56 | 71 |
| | 住宅課 | 4 | 7 | 3 | 3 | 3 |
| 都市計画部 | 公園緑地課 | 23 | 24 | 25 | 26 | 25 |
| | 区画整理課 | 7 | 5 | 6 | 6 | 4 |
| | まちなか活性課 (H26まで産業部) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総合動植物園 | 動植物園 | 8 | 10 | 10 | 1 | 2 |
| 上下水道局 | 浄水課 | 17 | 21 | 21 | 17 | 24 |
| | 水道管路課 (H27まで管路保全課) | 58 | 55 | 63 | 57 | 64 |
| | 下水道施設課 | 20 | 24 | 25 | 16 | 29 |
| | 下水道整備課 | 36 | 39 | 28 | 31 | 37 |
| 市民病院 | 管理課 | 10 | 9 | 7 | 4 | 6 |
| 教育部 | 教育政策課 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 全体合計 | | 437 | 443 | 409 | 345 | 408 |

令和4年度 工事業種別の請負率と成績評定点

| 工事業種 | 工事 件数 | 施工 業者 | 請負率 | | 成績評定点 | |
|----------------|----------|----------|------|---------------|-------|----------|
| | | | 平均 | 最高 最低 | 平均 | 最高 最低 |
| 土木一式工事 | 117 | 47 | 95.3 | 100.0 86.3 | 79.33 | 87 67 |
| 建築一式工事 | 28 | 16 | 97.0 | 100.0 83.1 | 77.36 | 84 66 |
| とび・土工・コンクリート工事 | 24 | 14 | 92.0 | 99.9 86.3 | 79.17 | 84 72 |
| 電気工事 | 43 | 19 | 92.6 | 99.9 72.2 | 78.44 | 85 70 |
| 管工事 | 22 | 14 | 94.9 | 99.3 82.6 | 79.09 | 85 76 |
| タイル・れんが・ブロック工事 | 0 | - | - | - - | - | - - |
| 鋼構造物工事 | 1 | 1 | 99.1 | 99.1 99.1 | 77.00 | 77 77 |
| 舗装工事 | 43 | 22 | 97.5 | 100.0 86.8 | 79.44 | 84 66 |
| ガラス工事 | 0 | - | - | - - | - | - - |
| 塗装工事 | 10 | 9 | 92.1 | 93.9 89.5 | 79.40 | 82 70 |
| 防水工事 | 11 | 8 | 93.4 | 98.3 85.0 | 78.73 | 83 70 |
| 機械器具設置工事 | 21 | 12 | 97.2 | 100.0 89.6 | 79.19 | 86 74 |
| 電気通信工事 | 0 | - | - | - - | - | - - |
| 造園工事 | 9 | 9 | 98.1 | 99.8 96.3 | 79.33 | 82 73 |
| さく井工事 | 2 | 2 | 94.3 | 98.3 90.3 | 77.00 | 80 74 |
| 建具工事 | 0 | - | - | - - | - | - - |
| 水道施設工事 | 65 | 21 | 92.2 | 99.3 88.1 | 78.94 | 85 66 |
| 消防施設工事 | 0 | - | - | - - | - | - - |
| 清掃施設工事 | 8 | 2 | 98.1 | 99.3 94.8 | 78.38 | 82 73 |
| 解体工事 | 4 | 3 | 94.9 | 99.2 89.9 | 74.75 | 81 67 |
| 全体合計 | 408 | 199 | 94.7 | 100.0 72.2 | 78.92 | 87 66 |
| | 件 | 社 | | % | | 点 |

☆請負率の結果について（平成30年度～令和4年度）
工事業種別の請負率（図-①）



| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 土木系 | 土木一式工事 | 94.41 | 93.74 | 94.21 | 94.29 | 95.28 |
| | 舗装工事 | 97.43 | 98.40 | 97.68 | 97.08 | 97.52 |
| | 造園工事 | 97.36 | 96.49 | 96.39 | 96.57 | 98.14 |
| | 水道施設工事 | 91.21 | 92.31 | 89.64 | 88.93 | 92.16 |
| 建築系 | 建築一式工事 | 97.79 | 96.81 | 97.96 | 98.18 | 97.05 |
| | 電気工事 | 92.74 | 94.94 | 93.31 | 93.89 | 92.57 |
| | 管工事 | 95.93 | 96.36 | 96.37 | 94.96 | 94.89 |
| | その他工事 | 92.57 | 93.15 | 93.75 | 93.89 | 94.43 |
| 全体 | 94.22 | 94.33 | 94.09 | 93.93 | 94.72 | |

単位:%

■土木系

土木一式工事：平成30年度以降94%前後で推移し、令和4年度は95%台に上昇した。

舗装工事：平成30年度以降97%を超える値で推移している。

造園工事：平成30年度以降は97%前後で推移している。

水道施設工事：令和2年度から連続して90%を下回ったが、令和4年度は92%台に回復した。

■建築系

建築一式工事：平成30年度以降96%超で推移している。

電気工事：令和元年度に2.2%上昇して94%台となったが、令和2年度から連続して93%前後で推移している。

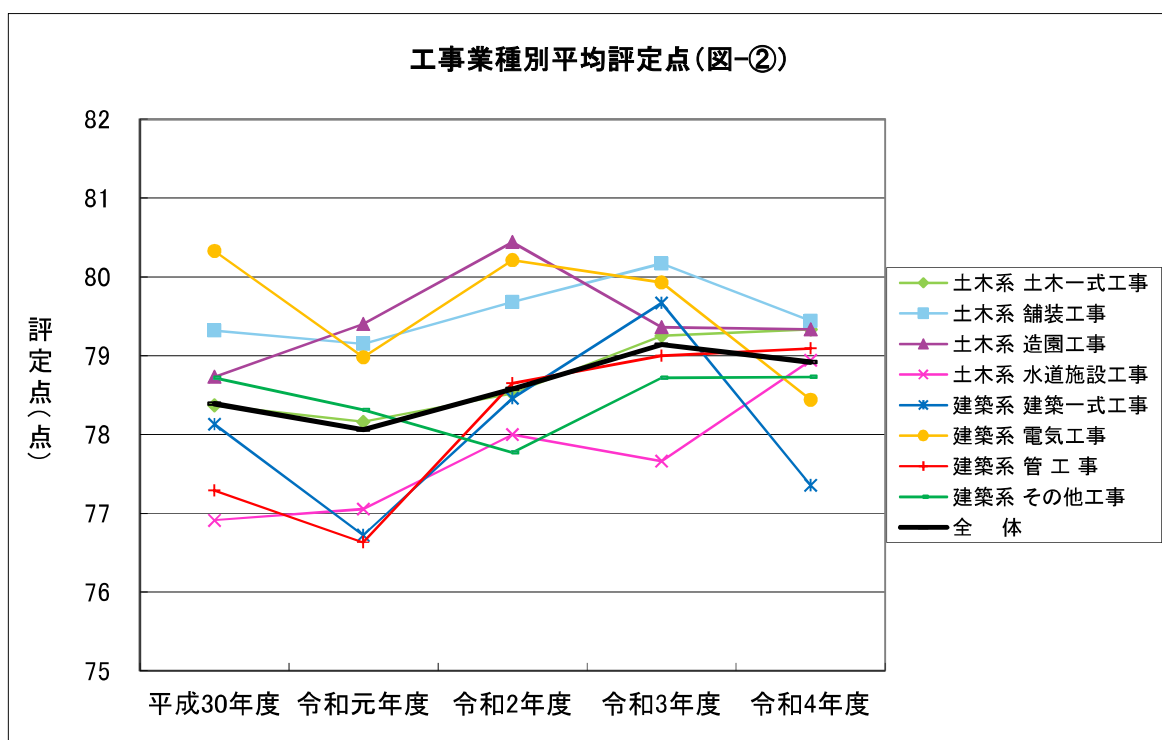
管工事：平成30年度以降95%を超える値で推移している。

その他工事：平成30年度以降上昇傾向であり、令和4年度は94%台となっている。

■全体

平成30年度以降94%前後で推移し、令和4年度は94.72%となっている。

☆評定点の結果について（平成30年度～令和4年度）
工事業種別の平均評定点（図-②）



| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 土木系 | 土木一式工事 | 78.37 | 78.16 | 78.52 | 79.25 | 79.33 |
| | 舗装工事 | 79.32 | 79.15 | 79.68 | 80.17 | 79.44 |
| | 造園工事 | 78.73 | 79.40 | 80.44 | 79.36 | 79.33 |
| | 水道施設工事 | 76.91 | 77.05 | 78.00 | 77.66 | 78.94 |
| 建築系 | 建築一式工事 | 78.13 | 76.72 | 78.46 | 79.67 | 77.36 |
| | 電気工事 | 80.33 | 78.98 | 80.21 | 79.93 | 78.44 |
| | 管工事 | 77.29 | 76.63 | 78.65 | 79.00 | 79.09 |
| | その他工事 | 78.72 | 78.31 | 77.77 | 78.72 | 78.73 |
| 全体 | 78.39 | 78.06 | 78.58 | 79.14 | 78.92 | |

単位:点

■土木系

土木一式工事：平成30年度以降上昇傾向にあり、令和3年度からは79点台となった。
 舗装工事：平成30年度以降79点台で推移している。
 造園工事：78点台から80点台の間で上昇下降を繰り返しており、令和4年度は79点台であった。
 水道施設工事：平成30年度から概ね上昇傾向で、令和4年は78.94点であった。

■建築系

建築一式工事：76点台から79点台の間で上昇下降を繰り返しており、令和4年度は77点台であった。
 電気工事：78点台から80点台の間で上昇下降を繰り返しており、令和4年度は78点台であった。
 管工事：平成30年度以降上昇傾向にあり、令和4年度は79点台となった。
 その他工事：平成30年度以降78点前後で推移している。

■全体

平成30年度以降78点台から79点台で推移している。

施工管理上の注意点(しゅん工検査の結果から)

令和4年度、対象工事408件について、検査職員の指摘内容を分類整理しました。

1 指摘内容傾向(概略分類)

| 主な指摘・指導内容 | 件数 | 割合 |
|-----------|-----|-------|
| 工事写真 | 106 | 26.0% |
| 施工体制台帳 | 68 | 16.7% |
| しゅん工図書 | 32 | 7.8% |
| 現地仕上がり | 7 | 1.7% |
| 産業廃棄物 | 6 | 1.5% |
| 安全対策・訓練報告 | 16 | 3.9% |
| 出来形管理資料・図 | 21 | 5.1% |
| 施工計画 | 15 | 3.7% |
| 各種試験報告 | 5 | 1.2% |
| 工事打合簿 | 9 | 2.2% |
| 掲示物 | 1 | 0.2% |

2 具体例(主なもの)

1) 写真

- 不可視部写真の不足
- 施工状況写真の不足
- 写真のデータ整理不備
- 掲示物の写真の(内容)不足

2) 施工体制台帳(提出・提示)

- 提出用の施工体制台帳内容の不備(作業員名簿等)
- 現場所持用の添付書類の不足(下請契約に関する資料等)
- 掲示物の不足、誤記等

3) 産業廃棄物

- 産業廃棄物運搬車両の表示無し(写真無し)
- 廃棄物処理施設の許可写真無し
- 産業廃棄物運搬経路無し(追加分の忘れ)
- 再生資源利用促進実施書の記載内容不備
- 産業廃棄物仮置場の囲い及び掲示板の未設置

4) 現地仕上がり

塗装の部分的剥がれ

舗装面の粗さ（既設舗装との擦り付け、端部処理等）

側溝蓋のがたつき

5) 安全管理

安全訓練実施資料の提示

仮設材の維持管理、安全点検報告書の未作成

6) 工事保険

工事完了後の保険期間の不足

3 今後の留意点(まとめに代えて)

・写真管理に関しては全体の約1/4に指摘あり。（作業状況の写真不足、品質管理の撮影方法確認とそれに基づく撮影、不可視部分の撮影を忘れず添付。）

・施工状況写真で一連の工程に不足が無いように撮影すること。

・写真管理について毎日パソコン等にバックアップを取ること。

（データ紛失防止の為、データ紛失で現地掘削調査の事例あり。）

・施工体制台帳原本に下請契約関係の書類不足傾向が多い。

（建設業法の規程を確認）

・しゅん工図書（出来形管理資料 完了図）に記載ミス。

（誤記の有無について確認）

・廃棄物関連の手続き、処理について関連法令に基づく適正な対応。

産業廃棄物の写真管理をしっかりと行うこと。

・工事保険は特記仕様書に記載のある期間は、工事完了後であっても書類提出が必要。

（工期延長等の場合は注意必要また、自社の保険期間の把握を行うこと）

・工事打合せ簿を有効に利用することが必要

（受注者側から積極的に提出する）

・検査体制の不備・検査時提示書類の不備

（検査時に求められた資料がすぐに提出できない）

豊橋市工事請負契約約款 第25条 (スライド条項)

(賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。

全体スライド

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額（請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の1000分の15を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負金額変更の基準とした日」とするものとする。

単品スライド

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。

インフレ
スライド

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

スライド条項について（契約約款第 25 条）

価格変動が...

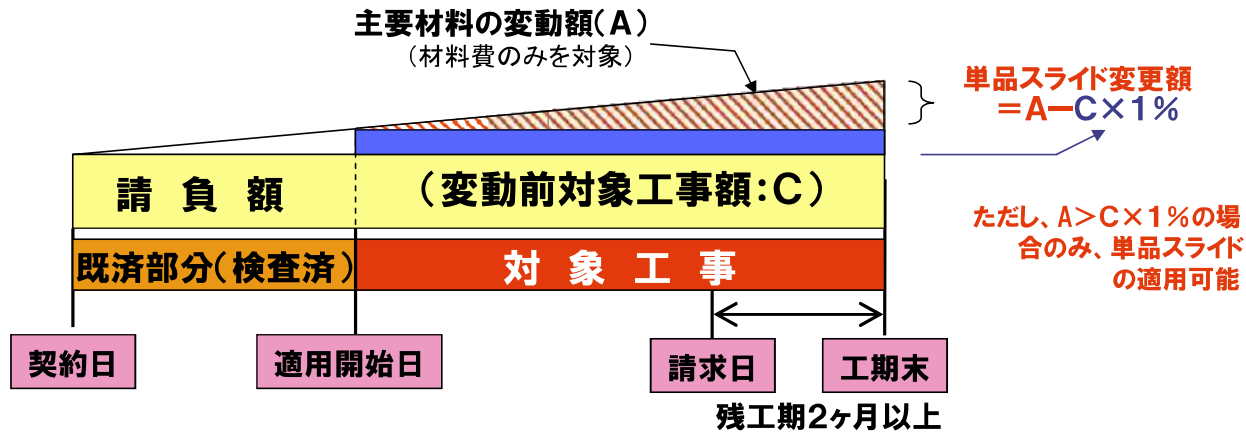
- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

| 項目 | | 全体スライド (第 1～4 項) | 単品スライド (第 5 項) | インフレスライド (第 6 項) |
|--------------|------------|--|--|--|
| 適用対象工事 | | 工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事) | すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工 事及び新規契約工事) | すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工 事及び新規契約工事) |
| 条項の趣旨 | | 比較的緩やかな価格水準の変動に対 応する措置 | 特定の資材価格の急激な変動に対 する措置 | 急激な価格水準の変動に対応する措 置 |
| 請負額変更の 方法 | 対象 | 請負契約締結の日から12ヶ月経過後 の残工事量に対する資材、労務単価 等 | 部分払いを行った出来高部分を除く特 定の資材（鋼材類、燃料油類等） | 臨時で賃金水準の変更がなされた日以 降の残工事量に対する資材、労務単 価等 |
| | 受注者 の負担 | 残工事費の 1. 5 % | 対象工事費の 1. 0 % (但し、全体スライド又はインフレスライ ドと併用の場合、全体スライド又はイン フレスライド適用期間における負担はな し) | 残工事費の 1. 0 % (30条「天災不可抗力条項」に準拠 し、建設業者の経営上最小限度必要 な利益まで損なわないよう定められた 「1 %」を採用。単品スライドと同様の 考え) |
| | 再スライド | 可能 (全体スライド又はインフレスライド適用 後、12ヶ月経過後に適用可能) | なし (部分払いを行った出来高部分を除い た工期内全ての特定資材が対象のため、 再スライドの必要がない) | 可能 (臨時で賃金水準の変更がなされる都 度、適用可能) |

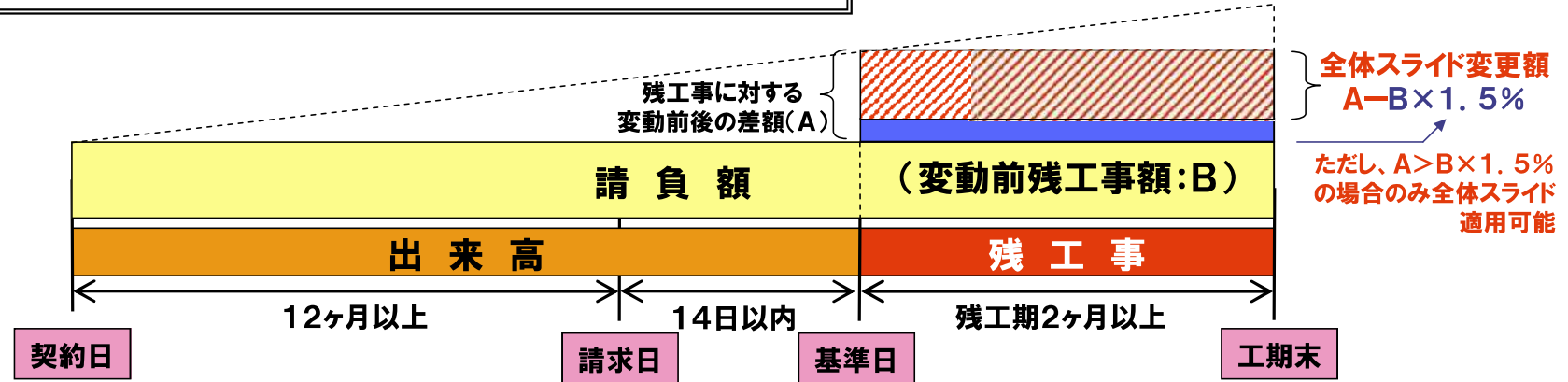
参考資料③

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

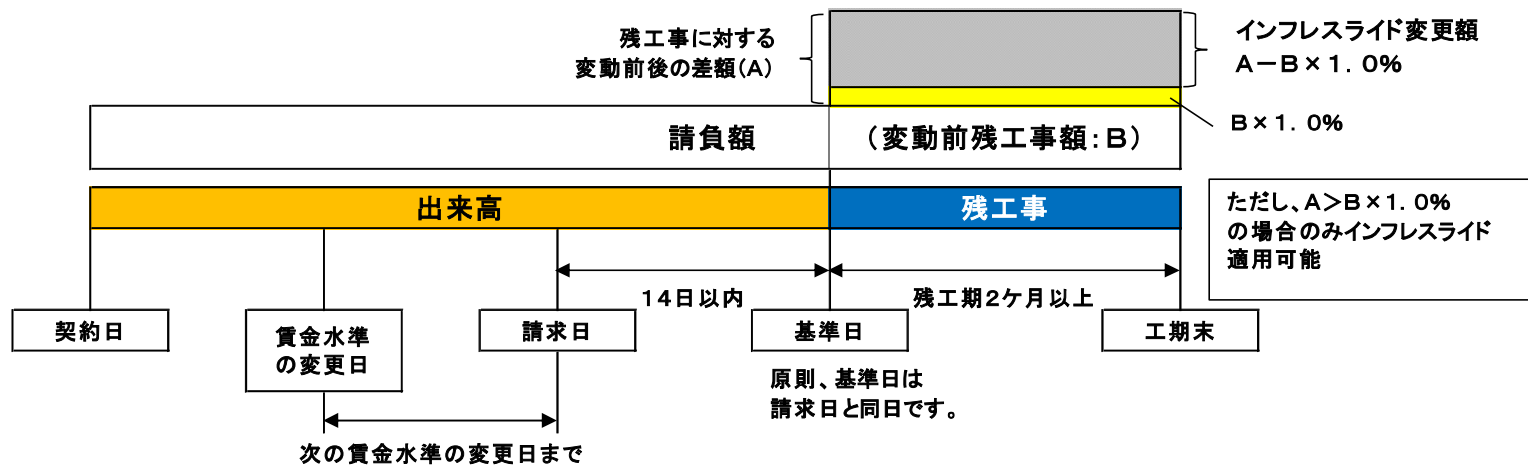
対象資材: 鋼材類、燃料油



(参考)全体スライド(工事請負契約書第25条第1項~第4項)



インフレスライド



「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」

(令和3年12月1日付 通知)

(不動産・建設経済局長 発 建設業者団体の長 宛て)

[抜粋]

昨今においては、資材や原油の価格が高騰している状況にあることから、材料費や燃料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

工期内に賃金又は物価の変動により請負代金の額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して請負代金の額を適切に変更すること。

元請負人が請け負った建設工事について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金の額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し協議を求めることができることにも留意すること。

下請契約の適正化確保の観点から、発注者と元請負人の関係においても、昨今の資材等の価格高騰を踏まえ、適切に対応することが重要であることに留意すること。

「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」

(令和3年12月1日付 通知)

不動産・建設経済局建設業課長/建設市場整備課長 発
公共発注者発注担当部長 宛て

[抜粋]

下請契約の適正化の確保の観点から、発注者と元請負人の関係においても、材料費や燃料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いします。

各都道府県におかれては、建設工事の契約の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村、地方公社等に対して、この趣旨及び内容の周知と適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、適正な契約の締結及びその履行の徹底に御協力をお願いします。

「『下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について』について」

(令和3年12月9日付 事務連絡)

大臣官房会計課長/技術調査課長/公共事業調査室長/同官庁営繕部管理課長/同計画課長、港湾局総務課長/技術企画課長、航空局予算・管財室長/航空ネットワーク部空港技術課長/同交通管制部交通管制企画課長、北海道局予算課長 発

大臣官房官庁営繕部各課長、各地方整備局総務部長/企画部長/営繕部長/港湾空港部長、北海道開発局事業振興部長/営繕部長、各地方航空局総務部長/空港部長/保安部長、国土技術政策総合研究所総務部長/管理調整部長、国土地理院総務部長/企画部長 宛て

[抜粋]

下請契約の適正化確保の観点から、発注者と元請負人の関係においても、材料費や燃料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう配慮するとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をされたい。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議により適切に対応されたい。

**第1 建設工事、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務）
における令和5年度入札契約制度の改正について（お知らせ）**

令和5年度、建設工事等に係る入札契約制度を次のとおり改正しますので、御留意ください。

1、建設工事に係る低入札価格調査制度における失格判断基準について

【適用対象】令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う建設工事

国の特別重点調査基準に合わせ、失格判断基準の算定方法を次の通り変更します。

| 工種等 | 見直し前 | 見直し後 |
|--|--|--|
| 一般土木工事等 | 直接工事費 ×0.75 又は 共通仮設費 ×0.7 現場管理費 ×0.7 一般管理費等 ×0.3 } 合計 | 直接工事費 × 0.9 又は 共通仮設費 × 0.8 現場管理費 × 0.8 一般管理費等 ×0.3 } 合計 |
| 機器単体費を含む機械設備、電気通信工事等 | 機器単体費 ×0.69 直接工事費 ×0.75 } 合計 又は 共通仮設費 ×0.7 現場管理費 ×0.7 一般管理費等 ×0.3 } 合計 | 機器単体費 × 0.81 直接工事費 × 0.9 } 合計 又は 共通仮設費 × 0.8 現場管理費 × 0.8 一般管理費等 ×0.3 } 合計 |
| 一般建築工事等 | (直接工事費×0.9) ×0.75 又は 共通仮設費 ×0.7 (直接工事費×0.1+ 現場管理費) ×0.7 } 合計 一般管理費等 ×0.3 } 合計 | (直接工事費×0.9) × 0.9 又は 共通仮設費 × 0.8 (直接工事費×0.1+ 現場管理費) × 0.8 } 合計 一般管理費等 ×0.3 } 合計 |
| 昇降機設備工事 その他の製造部門を持つ専門工 事業者を対象とした工事 | (直接工事費×0.8) ×0.75 又は 共通仮設費 ×0.7 (直接工事費×0.2+ 現場管理費) ×0.7 } 合計 一般管理費等 ×0.3 } 合計 | (直接工事費×0.8) × 0.9 又は 共通仮設費 × 0.8 (直接工事費×0.2+ 現場管理費) × 0.8 } 合計 一般管理費等 ×0.3 } 合計 |

※失格判断基準は、直接工事費（土木系の設備工事は機器単体費も含む。）又は共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額のいずれかを下回れば失格となる基準です。

※最低制限価格及び調査基準価格の算定方法（算定式）は変更ありません。

2、契約約款の改正について

【適用対象】令和5年4月1日以降に契約締結する建設工事、工事に伴う委託業務

国が定める公共工事標準請負契約約款等の改正を踏まえ、本市契約約款の一部を改正します。

改正後の契約約款は、豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

入札契約関係規程一覧>工事契約関係 <http://www.city.toyohashi.lg.jp/7308.htm>

3、公契約条例における特定公契約に係る労働報酬下限額の改定について

【適用対象】令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う予定価格1億5,000万円以上の建設工事

設計労務単価の改定に伴い、各職種の労働報酬下限額（未熟練者を含む。）を改定しました。

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

豊橋市公契約条例について <http://www.city.toyohashi.lg.jp/25589.htm>

4、工事に伴う委託業務の入札制度の見直しについて

【適用対象】令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に伴う委託業務

(1) 低入札価格調査制度の対象業務について

| | | |
|-----------------------|---|-------------------------|
| 見直し前 予定価格 500 万円以上 | → | 見直し後 予定価格 1,500 万円以上 |
|-----------------------|---|-------------------------|

(2) 最低制限価格及び調査基準価格の算定方法について

| 業務区分 | 見直し前 | 見直し後 |
|-------------|-------------------|---------------------------|
| 測量業務 | ① 直接測量費×1 | ① 直接測量費×1 |
| | ② 諸経費 ×0.4 | ② 諸経費 × 0.58 |
| 建築設計業務 | ① 直接人件費×1 | ① 直接人件費×1 |
| | ② 特別経費 ×0.9 | ② 特別経費×1 |
| | ③ 技術料等経費 ×0.5 | ③ 技術料等経費× 0.9 |
| | ④ 諸経費 ×0.5 | ④ 諸経費× 0.6 |
| 建設コンサルタント業務 | ① 直接原価 ×1 | ① 直接原価 ×1 |
| | ② その他原価 ×0.8 | ② その他原価× 0.9 |
| | ③ 一般管理費×0.3 | ③ 一般管理費 × 0.68 |
| 地質調査業務 | ① 直接調査費×1 | ① 直接調査費×1 |
| | ② 間接調査費 ×0.7 | ② 間接調査費× 0.9 |
| | ③ 地質調査業務(解析)費×0.7 | ③ 地質調査業務(解析)費× 0.8 |
| | ④ 諸経費 ×0.3 | ④ 諸経費× 0.48 |
| 補償コンサルタント業務 | ① 直接原価 ×1 | ① 直接原価 ×1 |
| | ② その他原価× 0.8 | ② その他原価× 0.9 |
| | ③ 一般管理費等 ×0.3 | ③ 一般管理費等× 0.65 |

(3) 低入札価格調査制度における失格判断基準について

| 業務区分 | 見直し前 | 見直し後 |
|-------------|-------------------|---------------------------|
| 測量業務 | ① 直接測量費×0.9 | ① 直接測量費× 1 |
| | ② 諸経費 ×0.2 | ② 諸経費 × 0.48 |
| 建築設計業務 | ① 直接人件費×0.9 | ① 直接人件費× 1 |
| | ② 特別経費 ×0.9 | ② 特別経費 × 1 |
| | ③ 技術料等経費 ×0.4 | ③ 技術料等経費 × 0.6 |
| | ④ 諸経費 ×0.3 | ④ 諸経費 × 0.6 |
| 建設コンサルタント業務 | ① 直接原価 ×0.9 | ① 直接原価 × 1 |
| | ② その他原価 ×0.2 | ② その他原価 × 0.9 |
| | ③ 一般管理費×0.2 | ③ 一般管理費× 0.48 |
| 地質調査業務 | ① 直接調査費×0.9 | ① 直接調査費× 1 |
| | ② 間接調査費 ×0.4 | ② 間接調査費 × 0.9 |
| | ③ 地質調査業務(解析)費×0.3 | ③ 地質調査業務(解析)費× 0.6 |
| | ④ 諸経費 ×0.1 | ④ 諸経費× 0.48 |
| 補償コンサルタント業務 | ① 直接原価 ×0.9 | ① 直接原価 × 1 |
| | ② その他原価× 0.4 | ② その他原価× 0.4 |
| | ③ 一般管理費等 ×0.2 | ③ 一般管理費等 × 0.45 |

(4) 総合評価競争入札の試行について

工事に伴う委託業務の内、**受注企業の実績、配置予定技術者の実績**などを求めることにより、より品質の高い成果が期待できる業務について、総合評価競争入札を試行的に導入します。

適用となる案件については、その旨を入札公告などでお知らせします。

| | | | | |
|------|----------|--------|----|-------------------|
| 問合せ先 | 豊橋市契約検査課 | 工事契約担当 | 電話 | 0532-51-2155・2156 |
| | 豊橋市上下水道局 | 総務課 | 電話 | 0532-51-2705・2706 |
| | 豊橋市民病院 | 管理課 | 電話 | 0532-33-6365 |

第2 建設工事、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務） における新規要領、ガイドラインの制定について

令和5年度、建設工事等に係る新規要領、ガイドラインを制定いたしましたので御留意ください。

1、豊橋市情報共有ガイドライン

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

豊橋市情報共有ガイドラインについて

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/54366.htm>

2、豊橋市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

豊橋市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/54367.htm>

3、豊橋市設計業務等変更ガイドライン

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

工事に伴う委託業務設計変更について

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/54368.htm>

| |
|--|
| 問合せ先 豊橋市契約検査課 検査G担当 電話 0532-51-2096・2100 |
|--|

この契約は

「**豊橋市公契約条例**」の「**特定公契約**」に該当
するため「**労働報酬下限額**」が定められています。

公契約条例について

この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることにより、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的として制定し、平成28年4月1日より施行となりました。

○どんな契約が対象？

| | |
|--|-----------------|
| 工事請負契約 | 予定価格1億5,000万円以上 |
| 業務委託契約 | |
| <p>予定価格1,000万円以上の契約のうち以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎清掃業務、病院清掃業務 ・ 施設警備業務、会場警備業務（機械警備に係るものを除く） ・ 除草・草刈り業務 草地・樹木管理業務 ・ 草花管理業務 給食補助業務 ・ 人材派遣業務 庁舎受付業務・施設受付業務 | |
| 指定管理協定 | |
| <p>予定価格が1,000万円以上のうち、公募による協定</p> | |

○適正な労働条件の確保とは？

| |
|--|
| 対象の労働者 |
| <p>受注者及び下請業者に雇用されている労働者、いわゆる一人親方まで対象となります。</p> |

労働報酬下限額（賃金の下限額）

| | |
|----------------|--|
| 工事の場合 | <p>職種ごとの公共工事設計労務単価を時給換算した額で80%以上。ただし、未熟練者・年金受給者等の方は時給1,146円以上。</p> |
| 業務委託、指定管理協定の場合 | <p>時給1,001円以上。ただし、未熟練者・年金受給者等の方は時給986円以上。</p> |

○特定公契約案件の受注者等の義務は？

| | |
|------|---|
| 主な事項 | <p>事業者（受注者、下請業者、労働者派遣業者）は、労働報酬下限額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。</p> |
| | <p>受注者は労働環境確認書（市契約検査課ホームページ等参照）を作成し、契約を締結する担当課へ契約締結後7日以内に提出しなければなりません。</p> |
| | <p>受注者は、以下の事項を周知するため、作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例が適用される労働者の範囲 2 労働報酬下限額 3 申出をする場合の申出先 4 申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと |

○労働者の申し出とは？

| |
|--|
| <p>賃金が支払われていない場合や、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回っている場合、市長等及び事業者（受注者、下請業者、労働者派遣業者）に申し出ることができます。</p> |
|--|

○受注者が条例違反した場合は？

| |
|--|
| <p>労働者から申出があった場合、又は提出された労働環境確認書の確認をした場合において調査が必要と認めるときは、市長等は受注者に対して報告、資料提出の要求や立入調査を行うことができます。</p> <p>さらに調査が必要な場合は、市長等は下請業者等に報告、資料提出の要求や立入調査を行い、関係者に協力を求めることができます。</p> <p>以上の結果、市長等は、労働環境の改善が必要と判断したときは、事業者に対し是正措置の指導等を行うことができます。</p> |
|--|

労働者のみなさまへ

「労働報酬下限額」以上の賃金を受け取っているか確認してください。

公契約条例について

| 申出先 | 申出書 |
|---|---|
| 発注者、受注者、受注関係者 ※発注者が不明な場合は、豊橋市財務部契約検査課までお問い合わせください。 | 豊橋市財務部契約検査課の窓口又はホームページに様式がありますので、御利用ください。 |

豊橋市財務部契約検査課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
 (TEL) 0532-51-2150 (FAX) 0532-56-5839
 豊橋市公契約条例HP : <http://www.city.toyohashi.lg.jp/25589.htm>



○令和5年度労働報酬下限額一覧表（単位：円／時間）

※令和5年4月1日以後に公告し、又は通知する公契約及び同日以後に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用

1：工事請負契約

| No. | 職 種 | 労働報酬 下限額 | No. | 職 種 | 労働報酬 下限額 | No. | 職 種 | 労働報酬 下限額 |
|-----|---------|-------------|-----|---------|-------------|-----|---------|-------------|
| 1 | 特殊作業員 | 2,540 | 18 | さく岩工 | 3,230 | 35 | 左官 | 2,640 |
| 2 | 普通作業員 | 2,210 | 19 | トンネル特殊工 | 3,820 | 36 | 配管工 | 2,330 |
| 3 | 軽作業員 | 1,710 | 20 | トンネル作業員 | 2,860 | 37 | はつり工 | 2,720 |
| 4 | 造園工 | 2,260 | 21 | トンネル世話役 | 4,230 | 38 | 防水工 | 2,760 |
| 5 | 法面工 | 3,110 | 22 | 橋りょう特殊工 | 3,170 | 39 | 板金工 | 2,810 |
| 6 | とび工 | 2,780 | 23 | 橋りょう塗装工 | 3,570 | 40 | タイル工 | 2,380 |
| 7 | 石工 | 2,900 | 24 | 橋りょう世話役 | 3,780 | 41 | サッシ工 | 2,950 |
| 8 | ブロック工 | 2,820 | 25 | 土木一般世話役 | 2,750 | 42 | 屋根ふき工 | 2,432 |
| 9 | 電工 | 2,280 | 26 | 高級船員 | 3,110 | 43 | 内装工 | 3,170 |
| 10 | 鉄筋工 | 2,780 | 27 | 普通船員 | 2,390 | 44 | ガラス工 | 2,740 |
| 11 | 鉄骨工 | 2,720 | 28 | 潜水士 | 4,490 | 45 | 建具工 | 2,430 |
| 12 | 塗装工 | 2,860 | 29 | 潜水連絡員 | 3,020 | 46 | ダクト工 | 2,350 |
| 13 | 溶接工 | 3,010 | 30 | 潜水送気員 | 2,600 | 47 | 保温工 | 2,680 |
| 14 | 運転手（特殊） | 2,620 | 31 | 山林砂防工 | 3,020 | 48 | 建築ブロック工 | 3,125 |
| 15 | 運転手（一般） | 2,390 | 32 | 軌道工 | 4,420 | 49 | 設備機械工 | 2,720 |
| 16 | 潜かん工 | 3,440 | 33 | 型わく工 | 2,930 | 50 | 交通誘導員A | 1,760 |
| 17 | 潜かん世話役 | 4,250 | 34 | 大工 | 3,060 | 51 | 交通誘導員B | 1,450 |

※年金等受給のため調整している労働者、見習い、手元等については、**1,146円**とする。

2：工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

1,001円

※年金等受給のため調整している労働者、見習い、手元等については、**986円**とする。

週休2日制工事の拡大について

1. 週休2日制工事の拡大

- ・下記表にあるように、週休2日制工事を行ってまいりました。今年度も引き続き週休2日制を増加してまいります。
- ・維持管理、修繕においても例外なく「労働基準法」の改正が関わってまいります。また、国県の歩掛、単価の情報は入ってきていませんが、令和5～6年度には、週休2日制が基本となる大規模な改正が見込まれます。
- ・令和5年度に、維持管理、修繕について週休2日制を取り入れることを検討し、令和6年度にはすべての工事に週休2日制を採用していきたいと考えています。
- ・労働基準法の改正は、公共工事だけでなく、民間工事にも適応です。会社としてを遵守していただくようお願いします。

○週休2日制度に向けた工程表

「労働基準法」の改正、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、建設業においても同法の基準が適用されます。建設業については令和6年度から完全実施となり、令和5年度までは猶予期間となっています。そのため、豊橋市では令和元年度から、週休2日制工事を試行してまいりました。今後につきましては下記により週休2日制を取り入れていきます。

| | | R1(1年目) | R2 (2年目) | R3 (3年目) | R4 (4年目) | R5 (5年目) | R6 |
|--|-------------------|---------|----------|----------|----------|----------|---------------------------|
| | | 4月 | 4月 | 4月 | 4月 | 4月 | 4月 |
| 大企業 | 改正労働基準法 | | | | | | |
| | 1年間の猶予期間 | | | | | | |
| 中小企業 | 現行労働基準法 | | | | | | |
| 建設業 | | | | | | | |
| 豊橋市の週休2日制対応 | ◆土木系工事（維持管理、修繕除く） | | | | | | |
| | ・ 2件 | | 8件 | | 19件 | | 週休2日制 ・すべての工事 (特例有) |
| | 約5割 | | 約8割 | | | | |
| ◆建築系工事 | | 約1割 | | 約5割 | | | |
| 施工業者に令和6年度から改正労働基準法の猶予期間がなくなること、建設労働者の働き方改革のため、週休2日制を取り入れた工事へ順次変更していく。 | | | | | | | |

≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫

- (1) ・原則、月45時間かつ年360時間・・・第36条第4項
 - ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定
 - ①年720時間（月平均60時間）・・・第36条第5項
 - ②年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定
 - a.2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日出勤を含む）・・・第36条第6項第3号
 - b.単月100時間未満（休日出勤を含む）・・・第36条第6項第2号
 - c.原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限・・・第36条第5項
- (2) 建設業の取り扱い
 - ・施行後5年間現行制度を適用・・・第139条第2項（第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない）

余裕期間制度の試行実施

○実施の背景

余裕期間制度は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間として設定できるもので、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。国土交通省が設定している方法には「発注者指定方式」、「任意着手方式」、「フレックス方式」があるが、本市では受注者が最も使用しやすいと考えられる「フレックス方式」での実施を試行的に行う。

・「フレックス方式」とは

発注者があらかじめ設定した全体工期（工事完了期限まで）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する。工事の了期限とは、「〇月〇日までに完了してください」との意味です。受注者は全体工期の中で、自ら決定した工事の始期から終期までが工期となり、受注者が決定した工期の始期までの間が、余裕期間となる。自ら設定した終期であっても、早期に完了した場合、早期完了を行って構わない。また、工期延期も契約約款に記載の事由であれば可能である。

○イメージ図



発注時：発注者が全体工期を決定する。全体工期の工事完了期限を設定する。

実工期：全体工期内で受注者が工事の始期と終期を設定する。設定期間は落札候補者決定後2日以内に契約検査課に提出する。これが契約工期となり着手日、しゅん工日となる。

契約時：事後審査終了後契約を行う。

メリット

「フレックス方式」を活用することで、受注者が柔軟な工期の設定ができること、余裕期間内に建設資材の準備や労働者の確保（資材発注準備や下請負契約等）のメリットがある。また、余裕期間内は技術者の専任が不要となるため、技術者不足による入札参加控が期待される。

●交通誘導員について

1)交通誘導員全体

- ・工事ごと個別対応とする。
- ・設計は積み上げによる施工日数で交通誘導員の必要日数、配置計画で人数算定
- ・受注者は工事着手前に公安協議や、地元調整により交通誘導警備員の配置計画及び詳細な工程表により必要日数を算出し監督員に提出。
監督員は提出された、資料により受注者の施工方法等を確認する。
(施工条件による日進量の補正がないため、受注者の意見も参考にする事)
監督員は提出された書類をもとに、受注者と適正な配置計画、必要日数の協議を行い、工事打合せ簿にて取り交わしを行う。
打合せ簿取り交わしの後変更については、上記同様とする。
- ・減については、実態に合わせる。

2)交代要員

- ・道路規制を連続的に行う工事については計上(1名)の対象とする。
昼休などで道路規制が中断できるものについては計上なし。

●道路工事現場における表示施設の設置基準

1)市民からの通報

道路工事現場において、標識の標示施設の出し方が違っているとの指摘有。

2)愛知県建設部の「道路工事設備保安基準」を遵守する事

※注意

(平成30年3月改定)
以下、基準に反映した。
規制標識、警戒標識の設置について、「それを含む標示板で代替できる」としていた点を改定し、「標識を設置した上で、標示板はその補助として設置する」と、それぞれの取り扱いを明確にした

●工事書類の提出物について

- 1)愛知県標準仕様書より「**工事記録**」の記載がなくなったが、豊橋市では、週休2日制の確認のため「**工事記録**」の提出を求めます。